

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、所沢都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 所沢都市計画区域における位置等

所沢都市計画区域は、都心から約30km圏、本県の南西部に位置しています。また、所沢都市計画区域に含まれる土地の区域は、所沢市の行政区域の全域です。

【所沢市 若松町地区】

所沢市の中央部、所沢航空記念公園の東側に位置し、西武新宿線航空公園駅から東に約2kmの距離にある地区です。

II 変更の理由

若松町地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実になったことから市街化区域に編入するものです。

III 規模

【所沢市 若松町地区】

市街化区域への編入面積 約14.4ha

IV 関連する都市計画

所沢都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（所沢市決定）
- ② 防火地域及び準防火地域（所沢市決定）
- ③ 土地区画整理事業（所沢市決定）
- ④ 地区計画（所沢市決定）